7 政治的行為の制限（国公法第 102 条）

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、政治的に中立な立場を維持することが必要であるとともに、その地位は政治勢力の影響又は干渉から保護されて、政治の動向のいかんにかかわらず常に安定したものでなければなりません。このような趣旨から、職員に対して一定の政治的行為の制限が課されています。

内容

◆ 政治的目的を持って行われる政治的行為が制限されます。

ただし、意見や文書そのものが政治的目的を持つ場合や、政党の結成や役員への就任など特定の政党を支持する目的を当然有するとされる政治的行為については、政治的目的を持つものと判断されるので、その行為自体が制限されます。

◆ この規定に違反し政治的行為を行った場合、刑事罰が科されることがあります。

人事院規則 14―7（政治的行為）

以下のような「政治的目的」を持って行う「政治的行為」を制限

政治的目的（例）

・公職の選挙での特定候補者の支持・反対
・特定政党の支持・反対
・特定の内閣の支持・反対
・政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張・反対
・国の機関等で決定した政策の実施の妨害

＋

政治的行為（例）

<政治的目的のためにする行為>
・職名・職権等の公私の影響力利用
・賦課金・寄附金等の要求・受領又はこれらの行為への関与
・公職の選挙での投票勧誘運動
・署名運動の企画・主宰等
・示威運動の企画・指導等
・国の庁舎・施設等の利用

<政治的目的を有する意見、文書に関する行為>
・多数人の前で政治的目的を有する意見を述べること
・政治的目的を有する文書・図画の発行・配布、著作・編集

<当然政治的目的を持つと考えられる行為>
・政治的団体の役員等となること
・特定の政党の構成員となるよう勧誘運動を行うこと
・政党の機関誌等の発行・配布

※ 詳細については、P.25 の法令関係の QR コード・URL から、人事院規則 14―7を参照

【照会例 3】

Q. 議員が主催する地元住民説明会で、職員が担当する政策について講師として説明するよう依頼を受けましたが、そのような場で説明することは政治的行為の制限違反に該当しますか。

A. 行政の政策について説明するというだけであれば、政治的行為の制限の対象となりません。ただし、職員は、説明会の場で特定の政党等を支持・反対するような言動をしないよう注意が必要です。

【照会例 4】

Q. 政治資金パーティーへ参加してもいいですか。

A. 職員が単に個人としてパーティー券を購入したり、出席するのみでは政治的行為の制限の対象となりません。ただし、職員は、集金に関与したり、多数の者の前で特定の政党等を支持・反対するような言動をしないよう注意が必要です。

【照会例 5】

Q. 選挙運動用の通常葉書に、特定候補者の推薦人として本人の意思に基づいて氏名を表示する行為は政治的行為の制限違反に該当しますか。

A. 公職選挙法第 142 条で規定されている通常葉書に特定候補者の推薦人として本人の意思に基づいて氏名を表示する行為は、人事院規則 14―7によって制限される政治的行為（同規則第5項第1号、第6項第8号）に該当します。

【照会例 6】

Q. 公職の選挙期間中に特定の候補者や特定の政党を応援するために、自身の SNS で選挙ポスターの画像を掲載して「〇〇候補に投票しよう！」あるいは「〇〇党へ投票しよう！」といった投稿をしてもいいですか。

A. SNS での投稿の内容が公職の選挙において特定の候補者や特定の政党への投票を呼びかけるようなものであった場合には、その投稿の態様にもよりますが、そのような内容のポスターを職場や市街に貼るような場合と同じく、人事院規則 14―7によって制限される政治的行為（同規則第5項第1号又は第3号、第6項第13号等）に該当する可能性が高いため、注意が必要です。

<選挙に際しての人事院からの注意喚起は、P.25 の QR コード・URLから参照できます>

【事例 14】

職員団体活動の一環として、政治的目的を有する文書を著作し、職場のパソコンを利用して職員に配布した → 戒告処分

【資料】 関係法令及び懲戒処分の状況等について

服務・懲戒に関係する法令や、年間の懲戒処分の状況等の記者発表資料等については、以下のホームページに掲載していますので、参照してください。

<服務・懲戒に関連する人事院ホームページはこちら：関係法令、記者発表にも繋がります>

【人事院 職員の勤務環境 ― 服務・懲戒制度】

https://www.jinji.go.jp/ichiran/ichiran_fukumu_choukai.html

<選挙に際しての人事院からの注意喚起はこちら>

【人事院 報道発表 ― 一般職の国家公務員の政治的行為の制限に関する通知について】

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2410/2024shuugiinsenkyo.html

<国家公務員法関係法令等一覧はこちら>

【人事院 関係法令― 国家公務員関係法令等一覧】

https://www.jinji.go.jp/kisoku/ichiran.html

※P.9 に関連する「人事院規則 14―7」は、こちらから直接ご覧いただけます。

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324RJNJ14007000

<内閣人事局が所管する服務制度に関する情報はこちら>

【内閣官房 内閣人事局―服務・勤務時間】

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_e.html

<内閣人事局・人事院共同作成の兼業に関する Q&A はこちら>

【人事院 職員の勤務環境 ― 「一般職の国家公務員の兼業について（Q&A 集）】

https://www.jinji.go.jp/content/000004413.pdf